

## 第二回静岡県日本語教育基本方針検討会議 議事録

日時 : 令和6年9月24日(火) 午前10時から11時まで

形式 : オンライン開催

参加委員: 坂本委員(委員長)、高畑委員、松葉委員、村瀬委員(代理: 西様)、  
前田委員、加山委員、キクヤマ委員

県参加者: 横地多文化共生推進官、石井多文化共生課長、事務局(多文化共生課員)

(司会)

皆さんお揃いのお集まりですので、ただいまから令和6年度第2回日本語教育基本方針検討会議を開催いたします。

本日はお忙しいところご参加いただきまして誠にありがとうございます。本日の主題は事前にメールでお送りいたしました。終了は11時の予定でございます。

なお、本日の会議内容は前回と同様、情報提供の推進に関する要綱の規定に基づきまして公開となりますのでご了承願います。音声はミュートにさせていただき、発言の際には挙手ボタンまたは画面に映るように手を挙げてください。

本日の出席者でございますが、県側は第一回に引き続きまして、横地多文化共生推進官と石井多文化共生課長が出席いたします。

また、本日はキクヤマ委員が初めて出席をなされます。

また、村瀬委員の代理といたしまして、天竜厚生会の総務部人事課長の西勇司様にご参加いただいております。

多々良委員と袴田委員、石川委員は本日、都合により欠席となりますのでご了承ください。引き続きまして、開会にあたり、横地多文化共生推進官からご挨拶申し上げます。

(横地推進官)

皆さんおはようございます。本日は第2回静岡県日本語教育基本方針検討会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。なかなか皆さんお忙しいので、全委員の日程を合わせる事ができず、大変申し訳ございませんでした。

8月の第一回の検討会議では、皆さんに想像以上に活発な議論をしていただきました。

外国人の受け入れ、日本語教育、その先にある多文化共生社会の実現に向けて、県としても力を入れて取り組んでいかなければならないと新たに決意を新たにいたしました。

特に、今回はご欠席ですが、石川委員からのご発言で、外国人を受け入れることは、単に労働力不足を補うのではなくて、新しい価値観を社会に生み出すチャンスにもなる、ぜひポジティブなメッセージをこの基本方針にも入れてほしい、こういったご発言がござ

いました。これには個人的に大変感動したところがございます、今回こうしたご意見も踏まえまして、現場では非常に対応に ご苦勞されているという側面はあるんですけども、やはり県としても外国人を受け入れることに対するポジティブなメッセージというものを発信したいと考えまして、修正案にも反映をいたしましたので、委員の皆様にもご確認いただきたいと思います。

それでは、本日も活発な議論をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(司会)

推進官、ありがとうございます。それでは、ここから議事に移ります。それでは、以降の議事進行は坂本委員長に努めていただきたいと思ひます。では、坂本先生、よろしくお願ひいたします。

(坂本委員長)

おはようございます。坂本です。

よろしくお願ひいたします。それではまず、今回初出席のキクヤマ委員に一言自己紹介いただいてもよろしいでしょうか。

(キクヤマ委員)

ありがとうございます。おはようございます。8月の会議は欠席になりまして、申し訳ありませんでした。私はもう日本に約25年住んでるんですけども、当時、私、日本に来た時は本当に子供のような日本語でした。今回は、私は日本語の専門家ではないんですけども、当事者というか、日本で生活する上の、日本語を日々勉強している側として、出席させていただきます。よろしくお願ひいたします。浜松国際交流協会は16年目になるんですけども、主に外国人向けの事業を担当しております。相談業務から、外国人それぞれの、ブラジル、ペルー、ベトナムとかフィリピンとかのコミュニティを対象とした事業も担当しております。前回の議事録を見たんですけども、留学生もいろんなパターンがあるっていうことが、話あったと思うんですが、浜松にはブラジル人が日本全国で一番多いって言われるんですけども、ブラジル人って言っても、日系人の中にも、日本人の両親を持つ人とハーフの人がいたり、日本育ちのブラジル人とブラジル育ちのブラジル人とか、ブラジル人って言っても非常に多様化しています。日系人に関しては、特に日系1世、2世、3世でそれぞれ文化がちょっと違うんですね。私はブラジルにいた時は非日系社会で育ったのであまり分からなかったのですが、日本に来て2世と3世はどれだけ違うとか、浜松はハーフの人たちが多い印象ですけども、ハーフの場合は完全に日本の両親の文化を受けついでいないことも分かりました。

なので、ブラジル人って言ってもいろんなブラジル人がいるっていうことを分かっていたいただきたい。あと、そうですね、今、浜松でも国籍自体も多様化しているので、日本語教育に

関しては法律ができたので、それはとてもいいと思います。ただ、今後はもう多文化共生に関する法律ができたらいかなと思っています。今日は日本で生活するベースの日本語教育についてですので、私は専門ではないので申し訳ないですが、今日はよろしく願いいたします。

(坂本委員長)

ありがとうございます。

それでは、次第の2の静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針修正案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、事務局です。前回のご意見を踏まえまして、今回、修正案を作成しております。皆さんに事前にお送りしておりますけれども、それに沿ってお話しさせていただきたいと思えます。まず、コメント1のところですが、県の認識として、県は、日本語教育の推進は日本人と外国人が手を携える多文化共生社会の実現に資するものという基本的な考え方というのを入れたいなということで今回追加させていただきました。それがこの2ページのところになります。

それから、県の責務のところですね。5ページに移るんですが、県の責務として市町をどのように支援していくのかというところが少し薄かったので、積極的に県としても関わっていききたいということで、市町に対する県の支援について追記をさせていただきました。それから、事業主のところなんですけれども、前回の石川委員、また村瀬委員のお話から、なかなか、法律には書いてあるけれども、家族まで面倒見るのを責務とまでこう強く書かれてしまうと難しい部分もあるんじゃないかというような話がありましたので、多少内容を修正しております。

それから、国際交流協会のところですね。加山委員から前回 NPO ですか支援団体など既存のネットワークを生かすという文章が入るといいなという話をいただいたので、そのところを加筆しております。

続きまして、留学生が在籍する教育機関のところですが、「各主体と連携、共同して日本語教育を推進することが期待される」の、各主体が分かりにくいよねというお話があったので、主体を具体的に記載しております。

それから、10ページの子供の教育のところですが、将来の本県を担う子どもたちという子供たちに期待することというのを入れさせていただいたところと、前回多々良委員が、母語の重要性について、学習言語を習得していく上で非常に重要だというお話をいただいたので、母語の重要性について今取り組んでいることに触れております。

続きまして、留学生のところですね。13ページになるんですが前回、松葉委員からお話がありました、就職するという、本県に就職するというのが最終目的ではなくて、

県としての最終目的は、長く県民として留学生の方に住んでいただくということじゃないかというご発言がありましたので、政策の方向性のところに、「将来にわたり県内で活躍できるよう」と、表現を加えさせていただいております。それから、外国人の被用者等のところですけれども、施策の方向性に、先ほど推進官から話がありました、外国人を雇用することが企業の活力につながるんだというポジティブなメッセージを追加しております。そしてまた、取組例のところでも、前田委員から、企業と地域の日本語教室を繋ぐようなところがあるといいよということで連携の部分を入れさせていただいておると、また、先ほども申し上げたんですけれども、雇用する外国人の家族に対しての支援ってことはなかなか難しい部分もあるので、今の時点では可能な限り同様の支援がなされるように支援していきたいというような文言に変えさせていただいております。

そして、その下ですね、石川委員からの前回の発言を受けまして、「日本人も多様性を理解することが重要」という文言を入れてほしいという話がありましたので、日本人従業員への多文化理解等を支援していく、という記載をさせていただいております。

続けて、地域における日本語教室ですね。加山委員から前回、地域に根付いて活動してきたボランティアの日本語教室の重要性、そういうところにも触れてほしいよという話がありましたので、現状と課題のところ、既存のボランティアによる日本語教室のところについての文言を記載しております。それから、施策の方向性というところでも、この第1パラグラフは今回少し変えたところでして、外国人県民はまちづくりを進める重要なパートナーであって、またさらに、先ほどのポジティブなメッセージというところにも通ずるんですけれども、外国人県民の持つ多様性というのが町の活力ですとか革新、創造、成長の源となるってというような、外国人が活躍することで地域が活性化していくというポジティブなメッセージを入れたいということで、この段落を追加しております。

また、取組例にも少し記載をさせていただいております。先ほどの加山委員のところに通ずるところなんですけれども、民間のボランティアとの共同についても入れてほしいというようなところで、この辺は記載しております。それから、前田委員の発言を踏まえまして、事業所と連携した日本語の教室の実地等についても補助制度等で支援していきますということを書かせていただきました。

また、第3章の推進体制のところ、高畑委員から、県の体制作りとして多文化共生課が旗振り役となってやっていくような何かが入るといいかなっていうところがありましたので、5番目のところに多文化共生課の役割を記載しております。

以上が今回修正した点になります。坂本委員長にお返しいたします。

(坂本委員長)

はい、ありがとうございます。それでは、ただ今の事務局からの説明について意見交換を行いたいと思います。

前回ですね、活発なディスカッションがあり、多岐にわたってご意見いただいたので、その内容を事務局が反映した修正案となりますが、今回、時間も限られてるということもありまして、特に修正した箇所についての感想や、特に修正したい、さらなる修正が必要な部分について、ご意見、ご感想いただけたらと思っております。

また、意見交換の時間が30分ほどしかありませんので、何か質問がありましたら答えられる部分はお答えしますが、基本的には個別に後ほど回答させていただければと思います。前回いきなりご指名してちょっとドキッとさせてしまったので、ご指名する順番を最初に申し上げておきます。まず、事務局から幼児、児童、生徒について、今回ご欠席の多々良委員からのご意見をご紹介します。続いて留学生について、松葉委員。その後、同じく留学生について、袴田委員からのご意見を事務局から紹介させていただきます。続いて、外国人被用者について、村瀬委員の代理の西様から、そして事務局から欠席の石川委員の意見のご紹介。その次に地域の前田委員、続いて加山委員、そして最後に全体についてキクヤマ委員、高畑委員というような流れで進めていきたいと思っておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

(事務局)

それでは、焼津港小学校の多々良委員からいただいている意見ということでご紹介させていただきます。

母語の重要性について特筆していただいて、ありがとうございました。

母語の重要性について、教職員、指導担当者への周知とありますけれども、焼津市では、さらに、保護者に対して母語の重要性を伝え、家庭で母語でたくさんお話をしてほしいということを投げかけしております。また、第一回でも保護者とのコミュニケーションが難しいということをお伝えしてもらったんですけれども、保護者の日本の学校の教育への理解という点で、苦慮するご家庭が多いです。なかなか連絡が取れなかったり、協力が得られない、教育の関心が低いなどで保育園に通わせておらず、小学校から初めて集団生活を始めて適応に時間がかかるケースもあります。学校や市教委では日本語教育の環境整備に努めているんですけれども、その恩恵を受ける機会を逃してしまう児童生徒がいるというのが大変残念だと思っております。学校では、バイリンガル支援員を通訳として派遣してもらって面談を実施したり、外国人児童、保護者のお茶会を開いて学校及び保護者同士の交流を促進したり努力しております。

すでに、保護者への教育に対する理解促進、就学前のご外国人等の子供や保護者への支援、プレスクール等について記載されておりますので、これ以上このようにしてほしいということはないんですけれども、義務教育現場での悩みとしてお話させていただきます。と意見をいただいております。

(坂本委員長)

はい、ありがとうございます。ちょっと申し忘れましたが、時間が30分ほどしかありませんので、お一方5分ほどでお話いただければと思います。 よろしく願いいたします。じゃあ、続いて2番目にですね、留学生について、松葉委員お願いいたします。

(松葉委員)

はい、ありがとうございます。内容を確認させていただきました。

意見を入れて頂き、修正していただいたことに非常に感謝しております。

先日までASEANのカンボジア、タイの方へ行っておりましたが、現地では、どうしても日本に行きたいけれど金銭面で難しいという状況でした。現地には非常に優秀な方たちがいることが再度確認できました。また、このような優秀な方たちが静岡県に定住していただけたらと、本当に深く思っております。

それから、全体的な内容も確認させていただきました。やはり今後、留学をきっかけに就職、そして、定住という流れになるかと思えます。将来家族になり、家族が増えることを考えると、多文化共生社会の中で、年少者のことも方針に入っていることについては非常に意味があるなど 思っております。以上が感想となります。

(坂本委員長)

ありがとうございます。では、続いて、同じく留学生に関して、事務局から袴田委員のご意見紹介お願いいたします。

(事務局)

はい。事務局から袴田委員のご意見を紹介させていただきます。多岐にわたるご意見をいただいたんですけども、時間の関係で、今回は外国人留学生に関するところのご意見をご紹介します。

袴田委員からは、留学生と企業とのミスマッチを解決するために、もう少し県としてもやっけていくというような取り組みを入れていただけたらいいんじゃないかということでご意見いただきました。

例えば、様々な機会を通じて留学生に日本語能力の重要性について周知するですとか、県が教育機関と連携して留学生に自分で情報を収集し判断できるレベルの日本語力が必要であることを伝えていく、それから、留学生が自分で情報を収集し判断できるように企業へ情報提供の工夫を求めていくなどが入るといいなということでお話いただいております。 以上です。

(坂本委員長)

はい、ありがとうございます。続いてですね、外国人被用者などの領域から 村瀬委員の代理の西様をお願いしたいんですけども、すいません、西様、先ほど一言いただくの

を忘れましたので、簡単な自己紹介の後をお願いいたします。

(西様(村瀬委員代理))

天竜厚生会人事課の西と言います。今日、村瀬の代わりに出席となります。

ここ数年、外国人の日本語の教育にかなり課題を持っておりまして、取り組んでいるさなかです。そういう中で、今回この資料見させていただく中ですごく共感したのは、やはりこう、単に外国人がね、人手不足の補完ではないよってというのは、まさしくその通りで、やはり外国人を雇用することによって、一緒に働く日本人ですね、すごくこう、いい影響を受けているというのがすごく実感できています。今まで、新たな考え方とか、仕事とかの教え方にもすごく影響を受けてるところがあって、やはり未経験で外国人を採用される方も多いものですから、そういう方への関わり方についても、影響が出てるかなと感じています。やはり、多様性を理解していくってことは、外国人だけじゃなくて、日本人も一緒かなということは今考えてるところです。日本人の職員もですね、関わる中で、仕事上だけではなくてね、プライベートで一緒に遊びに行ったりとか、事業所の中でいろんなイベントを開催して、各事業所に声をかけて参加者を集ったりとか、こう、仕事以外の本当の繋がりができつつあって、新たな価値観が入ったことによって、すごく職場が活性化しているかなって実感しています。そういう意味では、今回こちらに盛り込んでいただいたのが非常に共感できまして、非常に良かったかなと思っております。以上です。

(坂本委員長)

はい、ありがとうございました。では、同じく外国人被用者で欠席の石川委員の意見のご紹介を事務局からお願いします。

(事務局)

事務局から石川委員のご意見をご紹介させていただきます。

今回は出席できず、誠に失礼いたします。また、方針修正案のご送付、ありがとうございました。自分が前回意見をさせていただいた各主体に期待される役割のところ、それから、外国人等の被用者に対する日本語教育の施策の方向性、取組例、いずれについても大変良い修正案だと思います。

ひとつ、できるならば、「施策の方向性」の文中にあります、「外国人被用者等が業務上必要となる専門的な日本語のほか、職場でのコミュニケーションや日常生活を送るために必要な日本語能力を身につけることができるように支援します。」と書いてありますが、「日常生活」というとあまりにも範囲が広く感じるため、次の取組例の文面に合わせますと「職場でのコミュニケーションやお互いの文化理解を促進するために必要な日本語能力を身につけるようことができるよう支援します。」というような形で具体的に書いてはいかがでしょうか。弊社では、日本語教育を通じて、お互いの国やその国の文化の紹

介などをしあった例もあります。というご意見をいただきました。

(坂本委員長)

はい、ありがとうございます。では、続きまして、地域の前田委員、お願いします。

(前田委員)

前田です。よろしくお願いいたします。

前回の8月2日の会議からですね、県の日本語教育に対する考え方というものがここで示されたことによって、方向性が見える化されたなという感想を持ちました。少し修正というか、何点かあるんですけども、まず6ページと7ページのところに、市町国際交流協会、地域国際化協会あるいは国際交流協会というような表現がありますが、あえて分けているのであればいいですけども、統一した方がいいのかなと思いました。行政目線で細かいところを申し上げて申し訳ありません。

それと7ページのところ、これは各主体に期待される県民の役割にある文末のところなんですけれども、先日の事務局からの説明では、「一番強く言いたいところでは、求められる、次に期待される、そして望まれるという表現」ということをおっしゃっていたと思うんですけども、外国人と日本人のところには、期待されるということで、2段階目の表現があるんですけども、全体的な県民の考え方としては、望まれるっていう風に一段、下がっているというところについて、もし理由があればそれでいいと思うんですけども、「望まれる」という表現でいかどうかっていうところは、他の部分も含めてもう一度整理してみてもいいのかなと思いました。

それと、9ページ目4行目で、「日本語ができない保護者への情報提供も課題です。」としておりますが、10ページ目の取組例に「日本語に不慣れな保護者」という表現があるので、そのように言い替えた方がいいのかなと感じました。

あとですね、14ページの被用者に対する日本語教育の現状と課題のところ、このところは、現状が結構書かれてるなっていう風な印象を受けました。で、課題は何かっていうところで、明確にこれだっていうようなものが示されていない印象を受けました。

それと「企業」と「事業所」という言葉を結構使われているんですけども、それぞれ違いの使い分けについてちょっと気になったところです。

地域における日本語教育のところについては、色々加山委員からの ご提案もいただいて、こういうような書かれ方になっているので、そこはよくなってきてるなという感じがしておりますけれども、2ページの背景ですね、滞在期間と日本語能力が連動していない身分系の方が多いっていうところが、地域の教室の開催につながっているところがあるのかなと。少しそういうところも入れられてもいいのかなっていう風に感じたところです。それと、最後にですね、18ページの取組例のところなんですけれども、「日本語教育人材バンクを設置し、運営します。」となっているんですけども、このところを「地域日



本語教育人材バンクを設置して、県内における日本語教育の好循環ですね、さらには地域のさらなる活性化を目指す」というような表現を付け加えてもいいのかなと感じました。よろしく願いいたします。

(坂本委員長)

ありがとうございます。詳細に見ていただいて、細やかなご助言をいただき、ありがとうございます。

望まれるに期待されるといった文言のところと意味合い、それから「日本語ができない」ではなく、10ページの日本語不慣れなといったものにしてはどうかといったところや、もう少し踏み込んで、14ページのところでは現状のみが語られているので、その解決方法などについても触れられるといいといったお話だったように思いますが、その他にもいくつか貴重なご意見いただきましたので、ありがとうございます。また事務局の方で整理させていただきます。

続きまして、加山委員、お願いいたします。

(加山委員)

はい、加山です。よろしくお願いいたします。今までの話の中で、人手不足を補う、労働者としてではなく パートナーとしてというのはとても重要な視点ではあるかと思いますが、日本語支援に限ってではないですけれども、一方、中小企業がそのようにしなくてはならない、追い込まれている状況というものがあるかと思います。

悪循環を好循環にする支援、例えば日本語であれば日本語支援を無償化にするとか助成金制度を作るなど、そういった仕組みづくりが必要ではないかとお話を聞きながら感じています。

地域における日本語教育のところに関しては、既存のNPOや日本語教育機関について記載をいただき、ありがとうございます。もう1点、可能ならば修正いただければと思うのですが、6ページのところで、「ボランティアによる教室は、外国人住民が日本語を学ぶ場として重要な役割を果たしてきました」と書いてあるところですが、「学ぶ場として、また日常的かつ継続的に交流する場として 重要な役割を果たしてきた」と修正いただけたらと思いますし、「果たしてきました」を、「果たしています」にあと、その後の日本語指導者がいないという文ですが、いないわけではないものですから、長くなってしまいますけど、例えば「日本語や日本語教育に関する専門知識を持っている人ばかりではない」に修正いただけたらと思います。

あと、次のページの18ページのところですが、地域日本語教育コーディネーターを中心に、民間ボランティアによる教室との役割分担を含めていうところですが、できたら「コーディネーターを中心にNPOや民間の日本語教室との役割分担を明確にし、市町の様々な日本語教育の取り組みに対する体制構築や事業への助言、指導を行います。」とい

う風にしていただけたらどうかと思います。よろしくお願いします。

(坂本委員長)

はい、ありがとうございます。より現状を正確に表すために具体的な文言に変えてはどうかというご提案をいただきまして、ありがとうございます。では、続きまして全体についてでよろしいですかね。全体について、また、外国の方の代表としまして、キクヤマ委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

(キクヤマ委員)

はい。全体としてはとても素晴らしいと思いました。やっぱり法律ができると、専門家の人たちの意見が入って、とても充実に繋がるかなって、今も聞いて思いました。とてもいいと思いますが、ただ、もちろん、日本語は大事なんですけれども、言葉以外のこともあると思うんですよね。例えば、職場の文化もありますよね。日本って言葉で表現しない文化っていうか、あと学校の文化もあるので、日本の文化、私も実はわからないところもたくさんありまして。言葉以外のこともあると思うんですよね。

まず仕事はみんなしないといけない、仕事がベースになるので、特にその事業主とのウィンウィンな関係っていうか、補助金制度とか、何か事業主にも負担にならないような制度がないとなかなか進まないかなっていうのもちょっと思いました。けれども、全体的には、とてもいいと思いました。

留学生も含めて、日本に住む、浜松に住む、静岡に住むって考えると、やっぱりね、地域とのつながりもできて、いろんな国の言葉以外の文化のを知る機会も増えて、職場でもあんまり困らない。子供がいれば、日本の学校の文化も知るなど、言葉以外のことも知る機会があれば、さらにいいですね。

私もとても勉強になりました。日本はやっぱりしっかりしてますね。まとまってないと思いますが、全体で見るととても素晴らしいと思いました。以上です。

(坂本委員長)

はい、ありがとうございます。言葉以外にも大切なことがあって、それをどう伝えていくとか、どう支援していくかっていうようなお話が伺えたなと思います。

先ほどの松葉委員の発言にもありましたけれども、長く定住していく外国の方々とどう共生していくかといった視点かなと思ってお聞きしておりました。では、高畑委員、全体的なことについてご意見いただいてもよろしいでしょうか。

(高畑委員)

高畑です。改訂版拝読しましたら、私から特に修正、追加でお願いするところはありません。先ほどですね、委員の先生方からご指摘いただいたところを直してもらったらいいと

思います。

国籍に関わらず皆さんが静岡県という大きなコミュニティの中の重要な一員であるという視点と、そのお一人お一人に活躍していただくことが、県全体の産業とか経済の活性化、また地域社会の活性化にもつながり、ご本人にとっても、活躍を通じてより良い人生を送っていただけるということが、日本の公用語である日本語をそれぞれが習得し、コミュニケーションを円滑にすることによって、それぞれに皆、立場は違ってもみんなにメリットがあるということを理解いただけるような方針じゃないかなと思っています。

さらには、私、前回の会議で、やっぱり県の多文化共生課の役割ということで、その舵取り役、旗振り役としての役割をという風に指摘させていただいたところについても加筆いただきましたので、私としては追加でこれをというところは特にありません。どうもありがとうございました。

(坂本委員長)

すいません、最後、見事に締めさせていただきありがとうございました。この後、事務局から何かコメントいただくことになってますが、その後にもう少し皆様から言い足りない部分について述べていただければと思います。まず、事務局、お願いします。

(横地推進官)

委員の皆様、本日も活発なご意見ありがとうございました。

ちょっと変な言い方なんですけれども、今日お集まりの委員の皆様は多文化共生に非常に積極的、理解のある方ということもあり、今回もこのように活発なご意見が得られたのかなと思っています

一方、これをまだ多文化共生ということがよくわからない一般の企業の皆様、あと県民の皆様、こういった全県に広げるとするのが非常に難しいのかなと、今行政の立場では考えております。

どうしたら、例えば ソミックさんや天竜厚生会さんのように、企業の皆さんが、外国人の方々に日本語を学んでいただく気になってもらうのかとか、そういったところですね。先ほど被用者のところ、課題がなかなか書いてないよということなんですけれども、私たちも、東部の企業さんにお話を聞きに行くと、やっぱり加山委員がおっしゃったように、中小企業が追い込まれてるとか、ひとつの企業じゃできないっていうような意見がやっぱり非常に多かったと思います。ですので、キクヤマ委員がおっしゃったように、事業主にもウィンウィンになるような、高畑先生がおっしゃったように、みんなにメリットがあると感じてもらうための施策や仕組みっていうのを考えていかなきゃいけないなと思っています。

なかなか今の段階で、助成金とかお金のことは行政としては言いづらい部分はあるんですけども、皆様からいただいた意見をどう全県に広げていくか、この基本方針が出来上が

った暁には、絵に描いた餅にならないようにしていくのが県の役割だと今改めて思ったところでは、ありがとうございます。

(石井課長)

多文化共生課長の石井です。どうも今日、皆さんありがとうございます。本当にこの問題ですね、大変今社会の注目を集めていて、問題に対する認識や問題も本当に変わってるなというのを、8月に第一回会議を開催させていただいて、今日が2回目なんですけど、この一ヶ月の間も色々変わってると感じました。先週ですね、静岡銀行ファイナンスグループが開催した、外国人雇用にかなり詳しい杉田弁護士のウェビナーを見ましたんですけど、その中でですね、今、皆さんもご存知の育成就労の部分についてはこの3年間の間に法律施行なんですけれど、杉田弁護士が今現在把握してる情報等によるとですね、雇用する外国人に対する日本語教育は企業に対して期待というか、企業がやるような形になるんじゃないかというような話でした。そういったことも含めてですね、県が皆さんのご協力をいただきながら進めていければなと思っております。今日はどうもありがとうございます。

(坂本委員長)

はい、ありがとうございました。予定ですと、あと5分ほど時間がありますが、少し皆様にご意見伺いたいんですけども、先ほど事務局からもご発言ありましたけれども、ここに集まっていらっしゃる方々の所属機関であるとか個人はですね、非常に多文化共生への意識が高く、様々な実践を各現場で行ってらっしゃると思うんですけどもこの外にどう広げていくか、意識を変容していくかっていうところが本当に難しいところだと常々感じています。地道な作業だとは思いますが、皆様が実践してる中で、一般の方または企業でもあまり多文化共生が進んでいなくて、まだまだ距離がある人たちにどう広げていくかっていうところで、何か皆様のお知恵をここで共有できることがあれば。小さいことでも結構ですのでお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。松葉委員をお願いします。

(松葉委員)

すみません、今の質問に的確に答えることはちょっとできかねますが、私ども日本語学校というのは、外国人を受け入れるひとつの窓口というか、スタート地点になっていると思います。

前回の会議から感じているのは、県内の日本語学校が一度集まって、これから留学生の定住化に向けてどういう教育をしていくべきか、話し合える場を設けることも考えていかなければならないと感じております。これは基本方針が定まった時点で、次のステップとして考えていくべきだと思っております。

学生を募集するためにASEANを中心に海外を回って静岡県のアピールをしておりますけれども、静岡県は東京や大阪から比べるとかなり住みやすいと思います。気候もいいし、食べ物もおいしいですし、それから、外国人を受け入れるという土台が、過去30年の経験からできていると思います。静岡県は日本一外国人が住みやすい街だということを、世界にアピールしていくべきではないかなと、とても強く思っております。それができると思います。

先ほど「みんなにメリットがあるように」という発言がありました。

キクヤマさんからありました互いにウィンウィンの関係であるように、企業、事業所、教育機関、行政、様々なところに広がって、オール静岡で、どんどん世界に向けてアピールできればいいと強く考えております。皆さんとご協力できればと願いながら、前向きな発言で終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

(坂本委員長)

ありがとうございます。横の連携を強固にしながら、この静岡のメリット、そして住みやすい県というところをもっともっとアピールしていければというお話だったかなと思います。貴重なお話、ありがとうございました。残り、簡単にお発言いただける方いらっしゃいましたらお願いします。はい、加山委員お願いします。

(加山委員)

ありがとうございます。本当に連携が必要だと思います。先ほど横地推進官も言われましたが、ひとつの企業でやるのは大変ということを私もよく企業の方から言われます。企業に余裕がない状況があるので、日本語の必要性ですとか、安全面の配慮などについては、企業の方も考えたいと思われてますが、ひとつの企業ではなかなか体制が整えられないということをよく聞きます。

業種別、職種別などの点から面に、横の連携を大切にしながら支援をしていくことができたと思います。

(坂本委員長)

はい、どうもありがとうございます。貴重なご意見、今おっしゃったことにも通じるんですけど、点から面へ、そして横の連携を強固にしてっていうところは本当に大切なことだと思っています。

普段は、私は大学で日本語教員を養成している立場で、地域の日本語学習者の方々と大学生との交流機会を創出してはいるんですけども、関わる学生は常にリピーターとして関わっていて、そして、例えば国際交流協会が主催しているイベントに行く方は、地域の方々も常に行って何度も何度もリピーターになるんですけども、それ以外にどう広げるのかっていうのが本当に難しいなと常々感じていますが、ここにいらっしゃる各機関の

皆様と、地道に声かけをしたり様々なイベントを開催したりしていきながら、そして連携を強固にすることで、もう少しこの部分をうまく広げていけたり深めていけたらなと思っております。

この会議だけで終わるのは非常にもったいないですので、今後も何らかの形で交流をさせていただいて、もう少し静岡県の日本語教育、多文化共生が良くなるように進めていけたらなと思っています。

本日予定していた議事は以上となりました。

活発なご意見ありがとうございました。ここで事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

(司会)

はい。坂本委員長、委員の皆様、ありがとうございました。

次回、第3回目の会議は11月初旬を目処に開催する予定でございます。

第3回の会議では、今日いただきました意見を踏まえまして必要な修正を行うとともに、現在実施しています県民アンケート調査の結果等を追加した最終案を提示したいと考えております。

次回もオンラインで開催予定でございます。日程についてはまた調整させていただきます。

それでは、以上を持ちまして令和6年度第2回日本語教育基本方針検討会議を終了いたします。本日は、お忙しい中、ご出席ありがとうございました。